専決処分の報告及び承認を求めることについて

(島根県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

## 1 改正要旨

令和 6 年人事院勧告の状況等を総合的に勘案し、会計年度任用職員の給与について、改正を行うもの。

## 2 改正内容

(1) 給料表の改正(令和6年4月1日から適用)

会計年度任用職員給料表の給料月額を次のとおり改正するもの。

ア 1級1号から93号給

改正前 162,100 円~249,400 円

改正後 183,500 円~258,100 円

イ 2級1号から125号給

改正前 208,000 円~305,200 円

改正後 230,000 円~308,500 円

## (2) 期末手当及び勤勉手当の改正

会計年度任用職員に支給する期末手当及び勤勉手当の額の算出方法を 次のとおり変更するもの。

ア 令和6年12月1日から

改正前 期末手当基礎額×在職期間による割合×100分の122.5 動勉手当基礎額×勤務期間による割合×100分の48.75 改正後 期末手当基礎額×在職期間による割合×100分の127.5 勤勉手当基礎額×勤務期間による割合×100分の51.25

イ 令和7年4月1日から

改正前 期末手当基礎額×在職期間による割合×100分の 127.5 勤勉手当基礎額×勤務期間による割合×100分の 51.25

改正後 期末手当基礎額×在職期間による割合×100分の 125 勤勉手当基礎額×勤務期間による割合×100分の 105

(3) 通勤に係る費用弁償の改正

通勤に係る費用弁償の1か月当たりの支給限度額を15万円に引き上げるもの。

3 新旧対照表

別紙のとおり

## 4 施行期日等

- (1) 上記 2 の (1) 及び 2 の (2) のアについては公布の日から、2 の (2) のイ及び (3) については令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- (2) 上記 2 の (1) については令和 6 年 4 月 1 日から、2 の (2) のアについては 令和 6 年 12 月 1 日から適用する。
- (3) 改正前の条例の規定により支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。